

施策の柱の追加提案について

1 追加する施策の柱について

「気候変動適応策の推進」

2 追加提案の理由

下記の国の動向、特に、(2)の「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(令和2年版)の趣旨及び米子市環境審議会における意見を踏まえ、本市第2次計画に位置付ける必要があると判断したもの。

【国の動向(※別添資料参照)】

- (1) 温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は両輪であるとされ、気候変動適応法が平成30年6月に公布されました。同法に基づき、国は気候変動適応計画を策定し、各分野(①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活)における効果的な適応策を推進することとされています。
- (2) 令和2年6月に閣議決定された、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(令和2年版)においては、地球温暖化に伴い、国内外で深刻な気象災害が多発し、そのリスクが更に高まることが予測されるとして、単なる気候変動ではなく『気候危機』であることが初めて明記されました。

【米子市環境審議会における意見】

- (1) 令和2年度第2回米子市環境審議会 資料1(第1回米子市環境審議会審議事項に係る意見等(3) No5 抜粋)
 - ・安全・安心社会について、今後、気候変動の影響により、豪雨・豪雪等あるいは干ばつなどの異常気象の発生が頻繁になっていくと予想されています。このため、気候変動への適応(気候変動の影響による被害の回避・軽減)の要素も含まれてはどうかと思います。

3 基本目標との位置付け

「気候変動適応策の推進」を基本目標①低炭素社会の施策の柱とする。

(理由)

上位計画に位置する、国の第5次環境基本計画(気候変動対策)及び県の令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン(Ⅱ低炭素社会の実現)との整合を図るため。

令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 (概要)

令和2年6月
環境省



第1章 気候変動問題をはじめとした地球環境の危機

気候変動問題①

国内外で深刻な気象災害が多発、地球温暖化で今後気象災害のリスクが更に高まると予測。

- 国内では、平成30年7月豪雨や猛暑、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風などの災害が発生。
- 海外では、2019年欧州の記録的な熱波、北米のハリケーン災害、豪の広範囲の森林火災、インドやミャンマー等の洪水災害などが発生。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書は、今後、地球温暖化に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まる可能性を指摘。

「気候変動」から「気候危機」へ。

- 直近20年間の気候関連の災害による被害額は、合計2兆2450億ドル。その前の20年間に比べ2.5倍に。
- 海外の都市を中心に「気候非常事態宣言」の動きや若者による気候変動対策を求めるデモも活発化。



▲令和元年東日本台風による被害の様子
〈長野県長野市千曲川〉



▲オーストラリアの森林火災
〈オーストラリア ニューサウスウェールズ州〉



▲グレタ・トゥーンベリさんがCOP25
で演説をする写真

○温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪。

○本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

水稻の白未熟粒(右)
(写真提供:農林水産省)

みかんの浮皮症(右)
(写真提供:農林水産省)

豪雨の増加

(出典:気候変動監視レポート2016(気象庁))

日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

熱中症患者の増加

7~9月の全国熱中症搬送者数

(出典:総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

災害・異常気象

ヒトスジシマカの分布北上(デング熱の媒介生物)
(写真提供:国立感染症研究所昆虫医学部)

生態系

サンゴの白化
(写真提供:環境省)

強い台風の発生数等の増加(将来予測)

(画像提供:気象庁)

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勧告して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所**を位置付け。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

砂浜消失率の将来予測

※品質の良いコメの収量

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。